

松山家庭裁判所委員会議事概要（第8回）

1 日時

平成19年7月10日（火）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

黒木隆男，竹本道代，田中忠，沼田幸雄，東俊一，日野諄二，平林茂代，松上豊，安原浩（五十音順）

(2) 事務担当者

黒坂事務局長，伊村首席書記官，古川首席家庭裁判所調査官，多賀次席家庭裁判所調査官，香川総務課長

4 議事（ 委員長， 委員， 事務担当者 ）

(1) 委員長の選任

安原浩松山家庭裁判所長を委員長にお願いしたい。

所長にお願いしたい。

安原浩松山家庭裁判所長が委員長に選任された。

(2) 委員長代理の指名

委員長は，田中委員を委員長代理に指名した。

(3) 裁判所利用アンケート結果報告

アンケートの結果は，机上配布の資料のとおりです。

前回回収日の翌日の平成19年2月10日から同年7月6日現在までに用紙65枚を配布し，15人分を回収しました。回収したアンケートの意見としましては，苦情的なものもありますが，多くは好意的な意見でした。場所のわかりやすさ及び職員の対応につきましては，悪いという回答はありませんでした。意見を言えたかどうかについては，ほぼ言えたが半数以上でした。感想，意見

については、配布資料記載のとおりです。

親権について照会した時の職員対応が不親切だったという点について、どう対応しているのですか。

職員にこういった対応があったのかを聞いてみましたが、そのようなことはありませんでした。今後の対応として、職員研修の際に事例を示して、注意を喚起する予定です。

アンケートを書いた人に対して、直接、対応することはないのですか。

誰が投函したか特定することが困難ですから、対応はしていません。調停委員の言動に対する意見については、重く受け止めており、調停委員の研修でこうした事例を紹介して、フィードバックする予定です。

アンケートを書いた人は、裁判所の対応を期待しているのではないのでしょうか。直接の対応はできませんが、内容は検討しております。

(4) 補導委託先について

補導委託先について、以前ご意見をうかがい、その後、新たな補導委託先を開拓した結果を、多賀次席調査官から報告します。

平成18年8月1日付けで社会奉仕型在宅補導委託先2箇所を、平成19年4月1日付けで職業補導型補導委託先2箇所を登録しました。身柄付き補導委託先1箇所を近々登録する予定です。

補導委託の意義は、処分決定前の少年が親元を離れて厳しい環境の中で生活して行く中で、裁判所が、その少年の更生への決意の程を判断することができることにあります。

地域住民の啓発活動は、されていますか。

ほとんどなされていません。今回の身柄付き補導委託先の開拓は極めて幸運だったと思います。さらにもう1、2箇所欲しいところです。今回は、少年友の会の会員の奥さんと補導委託先の奥さんが知り合いだったのをきっかけに開拓できたものです。

補導委託先の開拓について、情報があれば、教えていただきたいと思います。

在宅補導委託先では、どういうことをするのですか。

通いで老人の介護等をするのです。

補導委託後の少年は、どの程度更生し、どの程度再犯するのですか。

統計を押さえていませんが、主に、保護観察を経て再犯をして少年院などの施設に入れることが考えられる少年が対象ですから、再犯の心配が大きい少年です。しかし、実際は、委託先での人間関係の中で、親とのあつれきからの解放や不良交友から離脱をすることで、意外と再犯率は低いのです。

試験観察に付して、言わば処分保留の少年を身柄付補導委託にするということは、その少年を監視のついていない状態に置いて様子を見ることになり、その結果かなりの期間逃げずに仕事をしたということであれば、少年に更生の見込みがあるということになります。その間、調査官や裁判官は、少年を心配して始終働きかけをしているのです。

(5) 保護的措置について

前回決定していた本日の議題である保護的措置について、多賀次席調査官から説明します。

保護的措置とは、調査、審判の手續の中で、少年に対する訓戒、誓約書徴取、保護者への条件付き引渡などを行い、教師、保護司などと連絡を取り、その協力を得て、少年の生活指導や環境の調査、関係人への啓蒙に努め、さらに必要とあれば試験観察の措置を活用してカウンセリングやケース・ワークを施すなど、少年の非行性に応じ適切と認められる種々の措置をとることをいいます（以下、具体的事例を交えて、説明した。）

少年事件において、不開始、不処分で事件が終了するにしても、実際には、少年に様々な働きかけをしているのです。ただ、用語としては、何もしていないという誤解を受けているところがあります。

西条支部で清掃奉仕を実施していると聞いていますが。

毎月1回、少年、保護者、本庁及び西条支部の少年友の会会員並びに西条支部の職員も参加して、清掃奉仕をしています。

3月15日から何回か行われているとのことですが、関係者が参加する期日は、すんなり決まるのですか。

保護者がその期日に合わせています。

(6) 調停委員の選任方法について

調停委員の選任方法として、優秀な調停委員の推薦を受けて、個別に選任する方法をとることがあります。しかし、その優秀な調停委員を中心にした派閥ができることもあります。調停委員の選任に当たって、できるだけ幅広い層から選ぶための方法についてうかがいたいのです。

弁護士会から推薦していますが、信用できる団体から推薦を依頼する方法はどうでしょうか。

調停委員として、どういう人を求めているのか、よく分からないのですが。

税理士とかいった専門知識を持つ人、人間関係調整を十分にできる人を求めています。

例えば、私が調停委員として立ち合う場合には、人生経験とか常識で、当事者の言い分を聞いて調整をするということですか。

調停についての考え方には、二つあります。一つは、調停委員の能力を發揮して調整をするというものと、もう一つが、よく当事者の話を聞いて彼らの考える力を引き出すというものです。

一般的には、調停案を出して当事者に合意してもらおうということになっています。しかし、当事者にどう解決したらいいかを考えてもらおうという考え方もあります。経済的合理性だけから判断すればいいという民事調停と異なり、家事調停では強行法規である身分法を踏まえて実際的な解決を図る能力を持った人ということになりますから、いろんな分野から調停委員を選びたいのです。公募することはどうなのですか。

調停委員は、最高裁判所が任命するのですが、公募を前提としたシステムにはなっていないので、一般公募は無理と思われる。

調停委員の仕事は、時間的に余裕がないと難しいのですか。

最低週4回は自由になる人でないと、調停期日の間隔が開きすぎて、次回期日を決められないので、時間的な余裕が必要です。

責任の重い仕事ですが、離婚とか相続とかの事件で、どうやって適任者を選んでいるのですか。

遺産分割事件の調停委員には、弁護士のほか、不動産鑑定士、司法書士、税理士といった専門家や銀行員を選んでいます。この種の事件では、人間関係の調整の面より、専門知識のある人を選んでいます。しかし、相続関係と言いながら、実際は、親族関係調整という場合もありますので、事件内容に応じて適任と思われる調停委員を選んでいます。

調停委員の推薦を依頼するのに適当な団体は、どんなところが考えられますか。

人権団体、臨床心理士会などが考えられます。なお、日程の関係では、一つのケースで週2回といった日程が可能なのでしょうか。

裁判官や弁護士の都合で、3週間に1回が限度です。

医師会、看護師会などではどうでしょうか。県立病院であれば、65歳で定年退職した人が考えられます。

宗教家はどうでしょうか。牧師、神主、お坊さんも考えられます。神職であれば、全国で神道一つだけです。

調停委員の中には、説教してなかなか本題に入らない人、自分の考えを押しつける人、意見を言うだけの人もいます。

PTA連合会も考えられます。

推薦しても、枠があるので、必ずしも任命される訳ではないのでしょうか。

従前枠の中で、そういった人を増やそうとしていますので、枠としては、それ程ありません。

選考に当たって、面接とかをするのですか。

書類選考の上、所長、局長、首席調査官、首席書記官が直接面接しています。

疑問があれば、落とすことになるのですか。

従前は、推薦があった場合には、落とした事例はあまりありません。自薦の場合、落とした事例はあります。

クレームの集中する調停委員については、辞めさせるシステムが必要です。

(7) 少年事件の広報について

少年事件は減少傾向にありますが、目立つ事件が多いためか、家庭裁判所が少年を甘やかしているという批判があります。しかし、裁判所では、先にご説明したように、補導委託や保護的措置を活用し、少年をテストしたり、体験をさせて更生させようと努力しているところです。従前は、少年のプライバシーに重きを置いて、少年事件の広報ということを考えていませんでした。しかし、少年審判の実情をマスコミや一般社会に広報しないといけない時代がきています。そこで、松山家庭裁判所が情報発信を行っていかこうと考えているのです。付添人弁護士が少年の情報を新聞記者に発表する傾向がありますが、供述が変わった場合にどうするのかといった懸念があります。裁判所はどのような立場でしょうか。

従前は秘密主義で、少年のプライバシーの保護を名目に、非行内容も言わないという扱いでしたが、世間の注目を集めた事件については、マスコミに情報を開示する方向にあります。松山家庭裁判所が地道な努力をしていることをアピールしたいと考えているのです。

社会的に大変重たい話ですが、プライバシーの問題があります。顔写真や自宅付近の外観にぼかしの入ったものは、リアリティのないテレビ番組になりがちです。そこで、コラムや具体的ケースを挙げて、雑誌とか新聞とかの文字情報による広報をされた方が良いと思われま。

最近報道された愛媛県の事件で、高校生の傷害致死事件がありますが、単なる

けんかと発表した警察と被害者とが対立して世間の注目を集めました。社会的に関心のある事件をどこまで開示するか，松山家庭裁判所でも検討されたことと思います。

(8)次回家庭裁判所委員会の開催日時

平成20年2月5日(火)午後3時00分